

# ユニバーサルサービス政策委員会（第25回）を 踏まえたご質問に対する回答 （公衆電話関係）

2022年3月17日

## 問1

戸外における最低限の通信手段確保の観点から、第一種公衆電話は基本的に戸外に設置されているものと認識している。同社の資料p.2で、「残置の社会的要請が高いと想定される施設」として挙げられている病院や学校は、簡単に立ち入ることができない場所と思われるが、屋内に設置されている第一種公衆電話も存在しているのか。存在している場合、どの程度の台数が設置されているのかについて、屋外に設置されている台数と併せて教えてほしい。

また、屋内設置にも関わらず第一種公衆電話である理由を、電気通信事業法施行規則第14条第2号の設置基準に照らして説明願いたい。

## 答1

- 第一種公衆電話は、「社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段」として、原則として屋外の公道上あるいは公道に面した場所に設置している公衆電話としています。
- 設置場所については、各地域の実態に応じて選定しており、例えば、公共施設の前の路上、駅前・バス停付近等の路上、コンビニの軒下等が挙げられます。2割程度の電話機については、屋内に設置されていますが、駅や空港の構内、公共施設・医療施設のロビー、教育機関の玄関口等、利用を必要とする方々がアクセスしやすい場所に設置されており、施設の利用時間に合わせてほとんどの時間帯で利用可能と考えています。

### 問2

第一種公衆電話の撤去交渉に係る説明の際に、施設内にあるものを勝手に撤去はできない旨の発言があったが、施設とは何を指しているのか。また、第一種公衆電話は戸外に設置されているものと認識しているが、上記の施設内であって撤去が簡単に行えないとはどういった場合か（例えば、病院敷地内で、建物外（駐車場や玄関の外側脇）にある、といったものか）。

### 答2

- 委託設置の公衆電話は、受託者が所有・管理する私有地・建物の軒下等に設置されており、「施設」とは、「公衆電話を設置している場所が含まれる敷地内」という意味で申し上げました。  
こうした公衆電話の撤去を行う場合は、受託者の敷地内に立ち入る必要があることから、受託者の承諾を得る必要があると考えています。

### 問3

撤去の交渉に時間が掛かるとのことであるが、どのような理由により撤去の同意を得ることに時間が掛かる想定であるか説明願いたい。また、委託契約の解除は同意がないとできないのか。

### 答3

- 当社が受託者と締結する委託契約書では、「甲（当社）は、乙（受託者）に委託した公衆電話の利用者による利用が僅少で、甲が別に定める標準利用額を一定期間下回った場合には当該公衆電話等の委託を終了してこれを撤去することができるものとし、乙は甲が行う本措置についてこれを拒まない」としており、原則として受託者の承諾なしに委託契約の解除は可能な契約としています。
- 一方で、これまでの第二種公衆電話の撤去に際しては、撤去にあたって受託者の方から残置を希望されるケースが多く、公共施設に設置している第二種公衆電話の撤去に関して2003年5月の参議院総務委員会で取り上げられ、総務大臣の答弁により「基本的には関係者、当事者の同意を得るよう要請」されたこともあります。
- また、問2の回答のとおり、実際の撤去にあたっては、受託者の施設内に立ち入る必要があることから、受託者の承諾を得ることが必要になります。
- これらを踏まえ、第一種公衆電話の撤去に際しても、基本的には、受託者の承諾をいただきながら撤去を進めていく必要があると考えております。

## 問4

第一種公衆電話の撤去に15年掛かる計画は長いと考えられるが、もっと短縮できないのか。短縮できない場合は、どのような問題が想定されて短縮できないのかを説明願いたい（例えば、何がネックとなり10年の計画ではなく15年もの長期計画となっているのか）。また、第一種公衆電話がユニバーサルサービスとして補填されている以上、同意が得られず撤去困難となる第一種公衆電話については、補填の趣旨を踏まえれば第二種公衆電話に転用すべきではないか。

## 答4

- 第一種公衆電話の台数削減については、基本的に10年で完了するよう計画する考えです。しかしながら、これまでの第二種公衆電話での撤去の折衝から、一部の公衆電話について、撤去の承諾が得られず対応が継続するものがあることを踏まえると、最終的な目標台数に至るまでには15年程度の期間を要する可能性があると考えています。
- 当社としても、ユニバ交付金による国民負担の軽減のため、可能な限り速やかに撤去していく考えです。第一種公衆電話の削減は、ユニバ交付金による補填対象である市内通信以外の部分での当社負担が軽減されることもあり、撤去を必要以上に長期化させる考えはありません。
- 当社としては、問2・3への回答の通り、撤去にあたっては受託者の同意を得ることが必要であると考えており、例えば強制的な撤去を可能とするような法的見解や制度整備がない中で、期間の短縮のために、受託者の同意を得ずに撤去を進めるような対応は困難であると考えています。
- 第二種公衆電話は、当社の負担・経営判断により当社が採算性を基準として設置しているものであり、法令により設置が義務付けられる第一種公衆電話とは性質が異なるものであることから、第二種公衆電話への転用は基本的には困難と考えています。

### 問5

多重設置している第一種公衆電話について、STEP 1で撤去を行う計画と示されているが、電気通信事業法施行規則第14条第2号ではメッシュあたりおおむね1台の設置基準が定められていることから、多重設置している第一種公衆電話の2台目以降は第二種公衆電話ではないのか。また、第一種公衆電話から第二種公衆電話への転用は、すぐにでも実質的な費用ゼロで行えるのではないのか。

### 答5

- 基本的には、同一の敷地内に公衆電話が複数設置され、その中に第一種公衆電話がある場合は、2台目以降は第二種公衆電話として設置しています。
- ただし、第一種公衆電話の設置基準については、2002年の省令制定時において、それまで当社が実際に設置していた台数をベースとして定められたもので、東京都や大阪府等、地域によっては設置基準より多く設置している場合もあります。これらの地域を中心に、人の多く集まる場所においてお待ちいただくことのないよう複数設置していたものなど、同一の敷地内において複数の第一種公衆電話が設置されていることもあります。今回の見直しの趣旨を踏まえ、これらのケースについては早期に撤去を進めていく考えです。
- なお、第一種公衆電話から第二種公衆電話への転用については、問4の回答のとおり基本的には困難と考えています。

### 問6

第一種公衆電話の撤去にかかる費用を翌年度以降の補填額に繰り延べることも一つの案として提案されたが、どのような手法を考えているのか。（電気通信事業法第109条第2項により、適格電気通信事業者は前年度の原価を交付金の額を算定するための資料として基礎的電気通信役務支援機関に提出することとなっている。）

### 答6

- 同条第1項において、支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により交付金の額を算定し、総務大臣の認可を受けることとなっており、その具体的方法は、「基礎的電気通信役務の提供にかかる交付金及び負担金算定等規則」において定められています。
- 当社は法令との整合等に関して詳細を申し上げる立場にはありませんが、仮に第一種公衆電話の撤去にかかる費用を翌年度以降の補填額に繰り延べる場合は、交付金の算定方法に関して、同条第1項において提出された原価を蓄積し、前年度以前の過去に遡って当該年度の交付金の算定に含めることにより、撤去費用を翌年度以降に繰り延べる仕組みを導入することも可能ではないかと考えます。